



みんな・無所属刷新の会 幹事長

ふるぼう知生の 第23号

「古ちゃん」 S レポート

こんにちは。本格的な夏を迎えました。お元気でお過ごしでしょうか。

さて、今年の第二回定例会が6月22日から7月6日まで開かれ、各会派の間で激しい議論をして参りました。内容をまとめましたのでご一読いただければ幸いです。

今回の議論の中心は何と言っても、「豊島区特別区税条例の一部を改正する条例」でした。詳細は後で、ご報告しますが、これは明らかに消費税増税時における便乗増税であり、認めることはできないと私たちの会派は反対しました。国会における消費税増税の議論もそうですが、やるべきことをやったうえでないと、国民あるいは区民の皆さんにご負担をお願いすることはできないはずで、国であれば財務省の、そして区であれば役所のいうことを聞いてばかりいると、この不況下に国民や区民の生活が回復不可能な状況にまで追い込まれかねません。

結果的に「与党会派」が賛成をして可決となりましたが、地方分権が叫ばれている昨今、地方自治体あるいは地方議会でももっと自主的に行動すべきです。そのようなことを考える契機になればと思いました。

平成24年7月15日

豊島区議会議員 古坊 知生

第2回定例会(7月6日) 反対討論をしました。



第34号議案「豊島区特別区税条例の一部を改正する条例」に反対をしました。

本区条例改正の基となった「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」ですが、この法案の名称自体が、あたかも被災地への復興支援のための増税であるかのような誤った印象を区民に与えてしまうことが問題であると考えます。

平成23年11月29日、この法案を決議した参議院の「附帯決議」1を見ると、「緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の

理解が得られるよう、周知広報を徹底すること」、とあります。このことから「周知広報徹底」しなければ主旨が理解されにくい法案であることがわかります。

そして附帯決議2に、「各地方公共団体の自主的判断を尊重する」あるいは、「同事業を実施しなかった団体や規定経費の節減などにより個人住民税均等割の税率を引き上げることなく同事業を実施した団体を不利益に取り扱うことのないようにすること」とあるように、この増税に関しては、各地方自治体の判断に任せられていて、増税しない代わりに「規定経費の節減」もありうることを前提としているのであります。

さらに附帯決議3に、「個人住民税均等割の税率の引き上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り返られたのと同様の結果を招くことのないようにする」とありますが、これについては、この増税分が区の予算の一般財源に入ってしまう、本当に防災に使われるのかどうか明らかになりにくい財源であり、注視しないと何に使われているのかわからないものであるということが窺えるのであります。

自治体において「防災・減災」にかかる予算執行については、区民の生命と財産・安全を守る上で急務であろうことは容易に想像がつかますし、そのことについて我々はまったく異論はありません。3.11の大震災で、自治体がそれぞれに「防災」と「復興計画」に心血を注がなくてはならないことを我々は身をもって理解したところであります。

しかし、増税して区民に更なるご負担をお願いする方法しか本当はないのでしょうか。そのような議論や協議がどれだけ行われたのでしょうか。本区では今年の第一回定例会の予算委員会における議論の中で、「聖域なき事業の総点検」という言葉を用い、歳出削減に対する区の意気込みを示したばかりです。まだその結論が出ていない状況にあります。また、我々議会においても、例えば議員7名の定数削減により、今回の増税見込み額である年間約7千万円は、あてがうこともできるのです。

区民の皆様が増税というご負担をお願いするのであれば、役所もできる限り無駄を削減し、議会も身を切る改革を示した後に初めてお願いできるのであり、本定例会において、そのような姿勢や気概をもっての決断があったとはとても言い難いのであります。

このままでは区民の方々に到底納得のいく説明ができませんし、本定例会におけるこの議案について、区民の立場に立って苦渋の選択で決断したとは言い難いのではないのでしょうか。そのような政策決定プロセスがない状態で、区民の方々から浄財として徴収するのは、いくらなんでも拙速すぎると私たちは考えます。このような決定の仕方は、議会不信、行政不信になりかねません。

消費税の増税など、今や国民全体に政治不信が広がりつつある中での今回の区民税の増税であります。地方自治体の「防災費」は自治体内でまかなえということであり、財務省が地方へ負担を押しつけているに過ぎません。「本当に国民のことを第一に考えてくれているのか」「国民が犠牲になっても平気なのか」このような不信感が募るさなかで、なおのこと慎重に議論しなくてはならないのではないのでしょうか。

百歩譲って、もし区民から徴収する他はないと言い切るのであれば、「身を削る」ことをしたのかと区民から問われるでありましょう。にもかかわらずそれが行われた形跡は全くないのであります。全ての区が一斉に値上げをする必要はないにも関わらず、国会でそのような法案が出たということで「他が上げるのならとりあえずうちも」、というようなことは便乗値上げ以外のなにものでもありません。住民を直接的に守っている一番身近な自治体まで信頼されなくなったら、もうこの国は終わりであると言わざるを得ません。

都民税 500 円も含めた全体で 1000 円という住民一律負担が、明確に防災費として計上されない以上、「防災のための施策に必要な財源の確保」として区民の方々に説明できるものではありません。

以上の観点から、第 34 号議案「豊島区特別区税条例の一部を改正する条例」の可決に反対することを述べて、討論を終わります。ご清聴まことにありがとうございました。

(反対討論の一部を抜粋しました。)

《総務委員会のワンシーン》 6月28日



初めて総務委員会に所属しました。



西部地域複合施設（仮称）の現地視察



議案第 4 1 号「南長崎中央公園の整備に関する造園工事等委託契約」の審議のため現地視察。

【定例会を終えての所感】

短い期間の定例会でしたが、注目される議案もありました。やはり与党体質というものから脱却できないがゆえの審査結果だったという印象です。地方分権が叫ばれています。その意味は地方自治体あるいは地方議会が自主的に行動できるということです。時代に合わなくなった条例を改正し、また新しい時代にふさわしい条例を制定することも今の時代の議員に課せられた大きな使命です。まずは区民の感覚で行政をチェックするという第一義的な使命を果たさなければなりません。そうであるにもかかわらず、「与党対野党」という政治ゲームに固執してはいずれ区民に見放される時が来るでしょう。私たちはそういう意味で、是々非々で議会に臨んでいます。今回囃らずも第 34 号議案の審査において、そのことが明らかになったと考えています。「増税の前にやるべき改革がある」と主張したことが否定されたことは非常に残念なことでした。

【特集！ 第5回ふるぼう知生後援会の集い】



200名を超える方々にお越しいただき感無量でした。ご協力に心から感謝を申し上げます。

既成政党の限界を感じる中、「新しい政治」を目指して、来年の都議選に挑戦することをご報告させていただきました。与えられた期間は責務をしっかりと全うしますが、未知なる戦いが待っています。今後ともご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

ふるぼう知生後援会事務局：〒170-0013 豊島区東池袋 5-48-12 TEL&FAX：6912-9595

E-mail:t-furubou@adagio.ocn.ne.jp 会派：みんな・無所属刷新の会 TEL&FAX 3981-1350